

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

奈良 警察署長 殿

住 所 奈良市登大路町 8 0 番地

申請者
氏 名 奈良 太郎

(連絡先) 0 7 4 2 - 〇〇 - 〇〇〇〇

道路使用の目的	例：〇〇における下水道埋設工事		
場所又は区間	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地から〇〇市〇〇町〇丁目〇番地まで		
期 間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 13 時から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 16 時まで (各日 午前・午後 10 時から 午前午後 4 時まで)		
方法又は形態	例：〇〇工法による〇〇工事で、片側通行 等 例：別紙「〇〇図」のとおり		
添付書類	例：工事現場見取図、交通安全対策図		
現 場	住 所	奈良市登大路町 8 0 番地	
責 任 者	氏 名	奈良 次郎	電 話 0 7 4 2 - 〇〇 - 〇〇〇〇

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 5 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求ができます。(なお、処分のあったことを知った日から3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

